

大阪、昭49不47、昭52. 4. 19

命 令 書

申立人 日本労働組合総評議会全国金属労働組合大阪地方本部大阪事務能率支部

被申立人 大阪事務能率株式会社 清算人 B 1

同 大阪証券金融株式会社

主 文

- 1 被申立人大阪事務能率株式会社は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならぬ。

記

年 月 日

申立人組合代表者あて

大阪事務能率株式会社

代 表 者 名

当社は、下記の行為を行いました。これらの行為は労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であることを認め、今後このような行為を繰り返さないことを誓約いたします。

記

- (1) 貴組合員の家庭に、「従業員の皆さんへ」と題する文書を送付したこと
 - (2) 貴組合員には、資金がないとして貸金遅配等をする一方で、退職者にせん別金を支給したこと
- 2 申立人のその他の申立ては、これを棄却する。

理 由

第1 当事者

- (1) 被申立人大阪事務能率株式会社（略称「事務能」）は、肩書地（編注、大阪市）においてコンピューターに入力するパンチカードの作成及びコーディング業務等を営んでいたが、昭和52年3月22日に解散し、現在清算中の会社であり、その従業員数は8名である。
- (2) 被申立人大阪証券金融株式会社（略称「大証金」）は、肩書地（編注、大阪市）において証券取引所の会員に対し、信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券の貸付業務を営む会社であり、本件審問終結時、その従業員数は190名である。
- (3) 申立人日本労働組合総評議会全国金属労働組合大阪地方本部大阪事務能率支部（以下「組合」という）は、本件審問終結時、事務能の従業員5名で組織される労働組合である。

第2 申立人適格について

事務能は、組合は暴力集団であり、労働者の経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織されたものではなく、したがって、労働組合法第2条の規定に適合せず申立人適格を欠くと主張する。

後述のとおり組合の態度には、自分達の言い分を通すのに性急で相手の都合も立場も顧みない点がみられ、また会社の書類を奪うなど反省すべき点はあるが、当委員会の資格審査の結果、組合が労働条件の維持向上を目的として組織されていることは明らかであり、申立人適格を欠くとの事務能の主張は採用できない。

第3 労使交渉の経緯について

1 49年夏季一時金交渉について

- (1) 49年6月4日、A1委員長ほか組合執行委員5名と日本労働組合総評議会全国金属労働組合大阪地方本部（以下「地本」という）の役員ら5、6名は、事務能代表取締役B1（以下「B1社長」という）に対して組合結成を通告し、併せて夏季一時金と

して一律40万円プラス勤続年数に2万円を乗じた額を支給すること、労働時間を短縮すること等を内容とする要求書を提出し団交を行った。

- (2) 6月7日、組合と事務能との間で前記要求について団交が開催され、事務能は夏季一時金として平均15万9,000円を支給する旨回答した。

組合は、この回答を不満とし、翌日再度交渉することになった。

なお、当日約40名の組合員全員が職場を放棄して団交に出席した結果、株式会社関西総合電子計算センター（略称「関計」）へのパンチカードの納入が約3時間遅れたことから、同社は事務能に対し翌日の仕事の発注を中止し、更に今後発注量を60%削減する旨通知した。

- (3) 翌8日、再び団交が開催され、事務能は夏季一時金については前日と同一内容の回答に終始したが、労働時間の短縮問題については、1日につき20分の短縮を行う旨回答したため同問題は解決した。

- (4) 6月12日、事務能側は、B1社長、B2支配人、B3総務課長が出席し、組合と団交を行ったが、途中、B3課長が病気のため退席した。更に同月17日の団交中にも、同課長は病気により退席したため、事務能は同課長に代って隣室で待機していたB4業務部長を出席させようとした。しかしながら組合は、後述の理由により反対したため、結局同人は団交に出席できなかった。

- (5) その後も事務能と組合との間で、夏季一時金について団交が行われたが進展しなかった。そこで、6月21日、事務能は当委員会にあっせん申請をし、7月12日、事務能、組合はいずれも当委員会のあっせん案を受諾し、同月16日、夏季一時金として一人平均28万円が支給された。

- (6) 前記夏季一時金交渉中に、B3課長は、以前から患っていた病気が悪化し、6月末ごろから欠勤していたが、その後も病状は回復しなかったため、8月末ごろ同課長に代って大証金からB5が総務課長として事務能に出向して来た。

- (7) 7月29日、組合は、当時遊休状態のせん孔機械が20台程あったことから、これを稼働させるためとして20名以上の人員を補充するよう要求した。これに対して事務能は、

受注量が減少しており好転の見込みもないとして、組合の要求を拒否した。

しかしながら、コーディング部門（パンチカード作成のため、得意先の製品名等を数字に置き換える作業を行う部門）は繁忙であったため、8月1日、事務能は、数名のパートタイマーを採用し、コーディング作業を担当させた。

- (8) ところが組合は、9月13日、改めて、20名以上の人員の補充を要求するとともに労働時間の短縮及び賃上げ等を要求し、同月24日から数回にわたり団交を行った結果、人員補充については交渉は決裂したが、労働時間については40分の短縮を、賃上げについては一人平均4,000円をそれぞれ実施することになった。

2 49年年末一時金交渉について

- (1) 49年11月5日、組合は、事務能に対して年末一時金要求を行い、以後数回にわたり団交を行ったが、事務能は有額回答を行わなかった。そこで同月16日、組合は、事務能に抗議してパンチカードの出荷拒否闘争を行い、当日の関計及び株式会社大和銀行への納入が約2時間遅れ、そのため、事務能は両社から苦情を受けた。
- (2) 11月22日、組合と事務能は団交を行い、席上事務能は年末一時金として一人平均13万5,000円を支給する旨回答するとともに、会社経営の行きづまりを打開するためとして、①休暇は業務に支障をきたさないよう繁忙時を避けること、②遊休のせん孔機械の返還と事務所の縮小を行うこと、③会社が要請した場合、1日2時間以内、時間外労働に協力すること等を骨子とする会社再建策を文書で組合に提示した。

これに対して組合は、その撤回を求め、また、年末一時金回答は低額であるとして、その上積み回答を求めたが、事務能が応じなかったため、11月26日に再度団交を開催するよう文書で申し入れた。

なお、当日の団交中にB 2 支配人が持病のぜん息の発作に襲われて救急車で病院に運ばれ、以後、同支配人は12月24日まで出社せず、自宅で療養していた。

- (3) 11月25日、事務能は、組合の前記団交申入に対してB 1 社長及びB 2 支配人が同月22日の団交において組合員の暴力により負傷し、治療中であるとし、暫らくの間団交には応じられない旨回答し、更に、①今後団交は平穩に行うこと、②交渉時間は3時間

以内とすること、③出席人員及び氏名を前日までに通知すること等を確約するよう組合に要求した。そして、以後B1社長も出社しなくなったため、組合は団交開催を求めて12月3日からパンチカードの出荷拒否を行い、更にパンチカード作成の資料である得意先の伝票類についてもその返還を拒否した。そこで事務能は、その返還を求めて、大阪地方裁判所に仮処分申請を行い、12月9日、同地裁は事務能の申請を認容する旨の決定を行ったため、翌10日、組合は出荷拒否を解いた。

なお、12月3日、事務能の受注量の大半を占める関計及び大和銀行へ、当日分の納入が行われなかったため、両社は以後事務能への発注を中止した。

- (4) 以上の経過を経て、12月24日、年末一時金交渉が妥結し、同月26日事務能は、年末一時金として一人平均20万3,000円を支給した。

第4 B1社長の言動等について

1 認定した事実

- (1) 前述のとおり49年6月4日、組合は、B1社長に組合結成通告をしたが、その席上、B1社長は地本の役員であるA2に対して、組合員らはキーパンチャーであり金属機械産業の労働者ではないにもかかわらず、なぜ地本に加入したのかと尋ねた。

また、同社長は組合執行委員に対して、6名も職場を離れたらパンチカードの納期に遅れ会社がつぶれるので団交への出席者を減らして欲しい旨述べた。

しかしながら、6名の執行委員は、そのまま団交に出席した。

- (2) 前述のとおり、6月7日の団交に組合員全員が出席したため、B1社長は、組合員らに上記と同様の発言をし就労を促した。

しかしながら、組合員らはこれに応じなかった。

- (3) 前述のとおり、49年12月26日、年末一時金が支給され、年末一時金問題は解決した。ところが、同日事務能は、事務所内に「組合は会社再建策を無視したうえ、不法にも出荷拒否を行ったため、会社は信用を失い受注がほとんど途絶状態になった」という意味の文書を掲示したことから、組合をそしめるものであるとして、その撤去を求める組合員らとB2支配人との間でトラブルが起こった。更に同日、事務能は、組合員ら

の家庭へも、「従業員の皆さんへ」と題して上記と同一内容の文書を送付した。

2 判断

- (1) 組合は、B 1 社長が全金に加入するのは好ましくない、会社がつぶれると発言したこと、組合をそしる文書を送付したことは組合組織の弱体化を企図したものであり不当労働行為であると主張する。これに対して事務能は、B 1 社長が上記のような発言をしたことはなく、また組合員の家庭に文書を送付したのは、新年を迎えるに当り会社の置かれている状況を理解してもらうためであり不当労働行為ではないと主張する。
- (2) まず、B 1 社長が全金に加入するのは好ましくないと発言した事実はなく、単に地本の役員にキーパンチャーがなぜ全金に加入したのか尋ねただけであることから、組合主張は事実と反し採用できない。
- (3) 次に、B 1 社長が、団交出席者に就労を促すために、会社がつぶれると発言したことは前記認定のとおりである。

しかしながら、勤務時間中の団交において、6月7日のように組合員全員が職場を放棄して参加することは、無通告のストライキと同様の行為であり、またその他の場合のように全組合員の約15%に当る人員が団交に出席することは納入遅延を招くおそれがあり、後述のとおり特に事務能が得意先から納期の厳守を求められていたことからすれば、B 1 社長が団交出席者に就労を促すのは当然であり、同社長の発言は非難されるべきものではない。したがって、この点に関する組合主張も採用できない。

- (4) 最後に「従業員の皆さんへ」と題する文書には、組合が出荷拒否したこと、会社再建策を無視したことを非難した部分があるのは、前記認定のとおりである。ところで、49年年末一時金交渉において事務能は、当初有額回答を行わず、更に11月25日に暫らくの間団交には応じられないと組合に通告したため、それへの対抗上、組合は出荷拒否を行ったものであり、組合のみを非難するのは妥当でない。また会社再建策には、1日2時間以内の時間外労働への協力等が含まれており、組合がこれに反対したことを非難することはできない。しかも同文書の記載内容について、組合がすでに抗議しているにもかかわらず、あえて組合員の家庭へも送付していることからすれば、事務能

のこのような行為は組合員の動揺を誘い、もって組合組織の弱体化を企図したものであって労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為と言わざるを得ない。

第5 退職者へのせん別金の支給等について

1 認定した事実

(1) 50年1月6日、B1社長は、全従業員に対し新年のあいさつを行ったが、その際、事務能は経営の危機に瀕しており、1月分の賃金は遅配になる可能性がある旨発言したことから、同月末ごろまでに約20名の組合員が退職し、組合も脱退した。

(2) 1月24日、事務能は、後述の大証金等からの出向者を除く全従業員11名（いずれも組合員）に対して、賃金の目途がつかないとして1月分の賃金の60%相当額しか支給しなかった。

そこで、組合が全額支給を求めたところ、同日B5課長は組合あてに謝罪文を書き、また翌日も前日と同様謝罪したうえ、今後は賃金の支払いを最優先し、その他の支払いは行わない旨文書で確約した。

結局、1月分賃金の未払分は、2月に支給されたが、2月分以降の賃金については事務能は遅配を続けた。

(3) ところが事務能は、資金の目途がつかないとする一方で、組合を脱退し退職する者には、50年3月ごろまで同社の退職金規程等に何ら規定もされていないせん別金を一人当たり2、3万円支給し、その総額は、組合員への1月分賃金の未払額を上回っていた。

2 判断

(1) 組合は、B1社長の新年のあいさつにおける発言及び退職者にはせん別金を支給する一方で組合員には賃金を遅配したことは不当労働行為であると主張する。これに対して事務能はB1社長の発言は当時の経営状況を述べたにすぎず、またせん別金を退職者に支払ったのは、退職した者は労使紛争のためやむなく退職したと思われるので支給したのであり、組合員の賃金が遅配になったのは資金がなかったためであり、不当労働行為ではないと主張する。

(2) B1社長の新年のあいさつにおける発言は、事務能の経営危機を訴え、賃金が遅配となる可能性があることを述べたにとどまり、具体的に組合からの脱退等を求めておらず、このような発言は後述するとおり当時の受注量が急減していたことからして、使用者の発言として禁止されるべきものではない。

しかしながら、せん別金の支給については、事務能の退職金規程等ではその支払いを義務づけられたものではなく、しかも、事務能は組合員に対しては、資金がないとして1月分賃金は当初60%しか支払わず、2月になって未払分を支払ったものの更に2月分以降の賃金を遅配し、その上、組合に賃金支払いを最優先し、その他の支払いは行わない旨確約していたことからすれば、事務能は、まず組合員の1月分賃金未払分を支払い、またその後についても遅配を防止すべきであった。それにもかかわらず、組合員に賃金遅配等を行う一方で、組合員への1月分賃金未払額以上の金員を組合を脱退して会社を退職する者に支給したことは、当時の労使間の対立状況を併せ考えると、組合員を経済的に困窮させる一方でせん別金を支給することにより組合を脱退させ会社を退職させ、もって組合組織の弱体化を図ったものと判断され、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為と言わざるを得ない。

第6 事務能の受注量の減少について

1 認定した事実

(1) 組合結成前における事務能の受注量は、ほぼ順調に推移しており、49年4月ごろには受注量が多すぎて当時のキーパンチャー（事務能の設立以来、最多数であった）の処理能力を上回ったため、キーパンチャーが事務能に受注量を減らすよう要望したこともあった。

(2) ところで事務能は、関計、大和銀行等から申立外大阪電子計算株式会社（略称「電計」）を通じて仕事の注文を受けていたが、得意先各社は、それぞれコンピューターの使用時間を1ヵ月前から予定しているため、事務能は、その使用予定時間までにパンチカードを納入しなければならず、納期の厳守を得意先各社から求められていた。

(3) 前述の49年6月7日、同年11月5日の納入遅延及び同年12月3日からの組合の出荷

拒否闘争により会社の受注量が急速に減少したことに伴い、事務能の処理したパンチカードの枚数も右表のとおり減少した。

年 月	枚 数
49年5月	617,955
6	418,120
7	344,064
8	302,453
9	288,293
10	268,875
11	193,410
12	32,017
50年1月	20,622
2	20,158
3	22,635
4	11,054

- (4) 50年1月ごろ、組合は、事務能の受注量が減少したため、申立外株式会社岩井計算センター（略称「岩井計算」）から仕事を受注できるように事務能にあっせんしたが、事務能の見積り単価が同センターの見込額を上回っていたため、結局事務能は、その仕事を受注できなかった。

2 判断

- (1) 組合は、事務能は意図的に受注量を減少させて組合員の動揺を誘い、もって組合組織の弱体化を企図したものであり、不当労働行為であると主張する。
- (2) 組合結成後、それまで順調に推移していた受注量が、急激に減少したことは前記認定のとおりであるが、その減少した理由は、得意先から納期の厳守を求められていたにもかかわらず、前記認定のように組合の行為によって49年6月7日、同年11月5日

及び同年12月3日に納入が遅延したため、関計、大和銀行等が事務能に発注しなくなったことによるものである。また、岩井計算の仕事については単価が折り合わなかったため受注できなかったものである。したがって、事務能が受注量を意図的に減少させたとは認め難く、組合主張は採用し難い。

第7 警察官の事務能社屋への立入等について

1 認定した事実

- (1) 49年6月8日、前述の団交終了後、B1社長はB2支配人とともに、組合員が団交で暴力をふるうとして大阪府西警察署に赴いた。
- (2) 6月20日、事務能と組合は、夏季一時金問題について団交を行ったが、その席上、A1委員長が会社側資料である従業員の残業一覧表及び給与明細表を奪いコピーしたため、B1社長は西警察署に電話で大事な書類を奪われた旨連絡した。その後団交中に西警察署から、その事情等について問い合わせの電話があったが、既にA1委員長は上記資料をB1社長に返却していたため、当日警察官が事務能の社屋へ立入る等のことはなかった。
- (3) 6月中旬ごろ、B1社長は、「団交要領」として、①警官導入のきっかけをつくる、相当のもみ合い、衣服が破れる程度になればよいと思う、②もみ合って入口のガラスを割れば作戦成功、③10時にビル管理事務所から退室要請等記載したメモを作成していた。
- (4) 49年10月18日、組合は外出先から帰社したB1社長に対し、直ちに団交を開催するよう求めたが、同社長はこれから再び所用で外出するとしてこれを拒否した。そこで、あくまで団交開催を要求する組合員との間でもみ合いとなり、B1社長は転倒させられたため、同社長は組合員が暴力をふるったとして西警察署に電話した。暫くして同署の警察官が来社したが、そのとき、既にB1社長は組合との団交に応じていたため、警察官は退去した。

2 判断

- (1) 組合は、事務能が組合員を挑発し警察官を社屋内に立入らすことにより組合員を動

揺させ組合組織の弱体化を企図したことは不当労働行為であると主張する。

- (2) B 1 社長が警官導入のきっかけをつくる等記載したメモを作成していたことから、同社長は、組合員を挑発しようとしていたことがうかがえる。しかしながら、そのことをもって直ちに不当労働行為であるとは言い得ず、また事務能が警察に通報し社屋内への立入りを要請しようとしたのは、書類を一時的に組合員に奪われたり、あるいは、組合員とのもみ合いにより B 1 社長が転倒させられたためであり、このような行為が不穏当であることからすれば、事務能のこのような要請が責められるべきであるとは言い難く、したがって、組合の主張は当を得ない。

第 8 営業担当者の出向等について

1 認定した事実

- (1) 49年 6 月 4 日の組合結成通告以来、前述のとおり B 1 社長、B 2 支配人及び B 3 課長（49年 9 月以降は同人に代って B 5 課長）が団交に出席したため、事務能の営業活動が十分に行えなかった。そこで B 1 社長は、大証金及び電計に対して、2 名の営業担当者を事務能に出向させるよう依頼した。

なお、当時事務能では B 1 社長、B 2 支配人、B 3 課長の 3 名が営業を担当していた。

- (2) 6 月 10 日、電計から業務部長として、B 4 が、大証金から業務部次長として B 6 が、それぞれ事務能に出向して来た。

翌日、B 1 社長は組合員に対して、上記両名は営業を担当するとの旨説明した。

- (3) 6 月 17 日、前述のとおり病気のため団交を途中で退席した B 3 課長に代り B 4 が出席しようとしたが、組合は営業担当として出向して来た者が団交に出席することには反対であるとして、同人の出席を拒んだ。更に同月 20 日、事務能は組合との団交に B 4 を交渉委員として出席させようとしたが、前記と同様組合に反対されたため B 4 は団交に出席できなかった。

なお、事務能は B 6 を団交に出席させようとしたことはなかった。

2 判断

- (1) 組合は、事務能が組合対策要員としてB 4、B 6の出向を受け入れたこと、B 4を団交に出席させようとしたことは不当労働行為であると主張する。
- (2) 前記認定のとおり、B 4、B 6は事務能の営業活動を強化するため、それぞれ電計、大証金の両社から出向した者であり、またB 4が団交に出席しようとしたことについても団交要員をだれにするかについては労・使各側の自由な決定に委ねられるべきものであることからして、事務能が病気のB 3課長に代えてB 4を出席させようとしたことは責められるべきものではなく、他にB 4、B 6の出向が不当労働行為であるとの事実は認められないので、組合主張は採用できない。

第9 B 5課長の行動について

1 認定した事実

- (1) 50年3月1日、午後7時過ぎ、事務能を出て帰宅しようとした女子組合員が背後から来た乗用車にはねられそうになった。そこで同組合員は、事務能に残っていた執行委員A 3にその旨報告したところ、不安に思った同執行委員は、地本傘下の組合員に連絡したため、当日午後11時ごろ事務能の周辺に多くの労働組合員が集った。
- (2) ところで同時刻に、たまたまB 5課長が忘れ物を取りにタクシーで事務能に立ち寄り、事務能の周辺に多数の労働組合員がいるのに気付いた。不審に思った同課長は、いったん友人との待ち合わせ場所へ向った後、再びその友人とともに、当時同課長が親類から借りていた車で事務能へ赴き付近を周回し、労働組合員らの様子を見ていた。
- (3) その後、組合はB 5課長が深夜女子組合員を車で尾行した旨記載したビラを配布した。

2 判断

組合は、B 5課長が車で組合員をつけ狙い、監視したことは不当労働行為であると主張する。しかしながら、前記認定のとおりB 5課長は、深夜、事務能の周辺に多数の労働組合員らがいたため、不審に思い車で様子を見ていたにすぎず、組合員をはねようとしたこともないことからして、組合主張は採用できない。

第10 大証金と事務能の関係について

1 認定した事実

- (1) 大証金は、事務能の全株式を保有しており、また同社の常務取締役 B 7 及び監査役 B 8 はそれぞれ事務能の取締役及び監査役に就任している。
- (2) 事務能の男子従業員は、全員大証金又は電計から出向して来た者であり、B 2 支配人、B 5 課長、B 3 課長、B 6、主任である C 1 及び C 2 はいずれも大証金の総務部に籍があり、同人らの賃金、一時金、交通費は大証金が支払っており、事務能は同人らの食事手当分を負担するのみである。
- (3) B 1 社長の報酬、賞与の額は大証金の代表取締役が実質的に決定していた。
- (4) 事務能は、電計のせん孔部門の支援を目的として設立され、その業務量の80%程度は電計を通じて受注していた。また設立に際して事務能は、電計第一分室と称して日本アイ・ビー・エム株式会社からせん孔機械を賃借し、更に48年3月せん孔機械を増設するに際し、増設計画書を大証金及び電計に提出し、その了承を求めた。

なお、電計は大証金から計算事務を委託され、同社の取締役に大証金の専務取締役 B 9 が、監査役に B 7 が就任し、かつ大証金はその株式の50%を保有している会社であり、大証金と同一建物内にある。

- (5) 48年、事務能は、事務所を移転した際、貸ビルへの入居保証金に充当するため大証金から1,340万円を長期借入金として借入れたが、50年に全額返済した。
- (6) 49年6月22日、B 1 社長は、団交を社外で行いたいとして、大証金従業員の C 3、C 4 及び B 8 監査役とともに大阪市西区にある厚生年金会館の会議室等の下見を行った。

2 判断

- (1) 大証金は、組合員らとの間に雇用契約関係や使用従属関係はなく、また組合員の労働諸条件の決定に対し、直接的規制力ないし支配力を及ぼしたり、あるいは何らかの影響を及ぼしうることもなく、したがって、労働組合法第7条にいう使用者ではないと主張する。
- (2) しかしそれは、いわゆるルティーン(日常の決まりきった仕事)に関してであって、

労務政策も含め事務能の能力を超える状況に際会した場合には、大証金が事態解決の責を負うべきものと思われる。それは事実認定のとおり事務能が資本的には大証金の100%子会社であること、B 1 社長の報酬等は大証金によって実質的に決定されていたこと、社長以外の役職者は、すべて大証金又はその50%出資会社である電計からの出向者であったことからみて、大証金からの直接の指示、命令の有無にかかわらず、事務能の経営者の行為は大証金の意思を代行したものとみなさないわけにはいかない。

したがって、大証金は、本件について使用者責任があるものと認められる。

第11 大証金との団交について

1 認定した事実

- (1) 49年6月19日、前述のとおり夏季一時金交渉が進展しなかったため、組合は同問題について大証金との団交を求めてB 7 常務に面会を申し入れた。しかし大証金では役員との面会は予約することになっていたため、組合は当日、面会できず、結局同月26日B 7 常務と話合うことになった。
- (2) 6月26日、大証金の会議室で組合とB 7 常務との話し合いが行われた。組合は、大証金は組合員らの使用者であり、したがって、夏季一時金問題について組合との団交に応じるべきであり、また同社は組合対策要員を事務能へ出向させたとして、この問題についても団交するよう主張したが、B 7 常務は大証金は組合員らの使用者ではないとし、また出向者は、営業担当者であり、組合対策要員ではないと説明し団交を拒否した。しかし、組合は納得せず、上記主張を繰り返したため、B 7 常務は、大証金組合員らの使用者であるとは思わないが、更に詳しく検討したいと述べ、当日の話し合いは終わった。

なお、夏季一時金問題は、前述のとおり当委員会のあっせんにより、7月16日解決した。

- (3) 翌日組合は、大証金に電話で検討の結果を問いただしたところ、応対に出た総務部長B10は、目下検討中であるが、通説によれば、大証金が組合員らの使用者であるとは言えず、組合との団交に応じる義務はないと考えられるので、事務能と団交を続け

てほしい旨述べた。

- (4) その後、組合へ大証金から、検討結果が示されなかったため、7月1日、A1委員長、A4書記長、A5副委員長及び地本の役員ら3名が、事務能との関係についてB7常務との団交を求めて大証金を訪れたが、予約されていないとして面会を拒否され、退去を求められた。

組合員らは、なおもB7常務との面会を求めて事務室内に立入ろうとしたため、これを阻止しようとした大証金社員十数名との間で押し合いが続いた。その最中、A4書記長が押されて転倒し意識を失ったため、救急車で病院に運ばれた。そして同人は、翌日から10月10日まで療養のため会社を休んだ。

なお、この事件の知らせを受けた大阪府東警察署の警備課長は、大証金に赴き、大証金、組合双方にこの件について話合うよう勧めた。組合は、この勧めを受け入れ、同課長を通じて大証金に話合いたいとの意向を伝えたが、大証金は応じなかった。

2 判断

- (1) 組合は、大証金が、①B4、B6を組合対策要員として事務能に出向させたこと、②A4書記長を負傷させたこと、③事務能との関係について、団交に応じないのは不当労働行為である、と主張する。

- (2) まず、組合主張、①について大証金は、49年6月26日の話合いの席上で、組合に、B4、B6は組合対策要員ではない旨説明しており団交の必要性はないと主張する。

大証金が組合に上記主張のとおり説明していたこと、またその説明が事実であったことは、前記のとおりである。したがって、本問題について団交開催を命じる必要は認められないので、組合主張は採用できない。

- (3) 次に、組合主張、②について大証金は、組合から本問題について団交申入れは行われていないと主張する。

前記認定のとおり、組合は、東警察署警備課長を通じて、大証金に本問題について話合いたいとの意向を伝えているが、それが団交申入れであるとは解し難く、他に組合が団交申入れを行ったとの疎明もない。

したがって、本問題については、組合は大証金に団交申入れを行ったとは認められず、組合主張は採用できない。

- (4) 最後に、組合主張、③について大証金は、組合から本問題についての団交申入れはなく、また仮に申入れがあったとしてもその内容は抽象的であり、団交事項とはなり得ないと主張する。

前記認定のとおり、組合は7月1日、団交申入れを行っている。しかし申入れた事項は、大証金が組合員らの使用者であるか否かについて、即ち、大証金の団交当事者適格についてであって、このような問題は、団交事項に親しまないと言わざるを得ず、したがって、組合主張は採用できない。

以上の理由に基づき、当委員会は労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条によって、主文のとおり命令する。

昭和52年4月19日

大阪府地方労働委員会

会長 川 合 五 郎